平成２５年（フ）第３８１９号
大阪市淀川区西宮原２丁目５番46―718号
破産者　土屋　博光
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８４３号
大阪市東淀川区菅原２丁目９番５号　クラウンハイム菅原601号、前住所大阪市都島区都島北通１丁目１番16号
破産者　深田はるみ
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２８６号
大阪府枚方市出口３丁目33番２号
破産者　張宅勲こと　長田　祐明
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５３１号
大阪市中央区和泉町２－４－８　エクセレント和泉町505、住民票上の住所大阪市西区京町堀２丁目４番１―504号
破産者　岡　　広樹
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５号
堺市堺区甲斐町東４丁１番４号　シティコーポグリーン403号、前住所堺市堺区甲斐町東６丁１番４―513号
破産者　松本　明子（旧姓川﨑）
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２７１号
堺市堺区南庄町１丁１番４号　大朋マンション305号
破産者　山本昌淑こと　李　　昌淑
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３９９号
堺市東区菩提町３丁39番地171
破産者　平川　　浩（旧姓吉武）
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６０９号
大阪府河内長野市大矢船西町２番３―705号
破産者　津守　哲郎
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７９１号
堺市堺区住吉橋町１丁４番10―307号、前住所堺市堺区楠町４丁２番14号
破産者　大野組こと　大野　一衛
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８８７号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目１番６号、前住所大阪府松原市南新町１丁目４番23号
破産者　濵﨑　鉄也
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３６６号
兵庫県宝塚市中山寺３丁目５番３号、前住所兵庫県宝塚市売布４丁目３番30―3108号
破産者　前田　　環
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２３年（フ）第３６７号
兵庫県宝塚市中山寺３丁目５番３号、前住所兵庫県宝塚市売布４丁目３番30―3108号
破産者　前田　青也
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
兵庫県川西市丸山台２丁目５番地の38
破産者　米元技研こと　米元　健一
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１９６号
兵庫県川西市けやき坂３丁目36番地の10
破産者　足立　一廣
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第６９号
神戸市東灘区御影１丁目15番19号メゾン天神103号室、開始決定時の住所兵庫県姫路市飾磨区蓼野町45番地２
破産者　伯寿こと　平澤　憲治
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第７１号
兵庫県西脇市西脇1079番地
破産者　高瀬　　保
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第７３号
兵庫県西脇市西脇1079番地
破産者　髙瀬　　章
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第５５号
北海道空知郡南幌町北町４丁目５番10号
破産者　河村　隆広
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第５６号
北海道岩見沢市北４条西18丁目２番10号
破産者　木村　祐子（旧姓田村）
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部